

通告 5 番目、13番、牛田佑佳議員、発言席から一問一答方式でお願いいたします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 議席番号13番、牛田佑佳。ただいまより議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

1 つ目は、不登校児童生徒の増加の現状と取組についてです。

近年、全国的に不登校児童生徒が増加しております。文部科学省の調査によりますと、令和 5 年度不登校児童生徒数は過去最多となりました。不登校は特別な子供だけに起こるものではありません。誰にでも起こり得ることがあり、家庭に大きな不安をもたらし、将来の進路や社会参加にも影響する可能性があると指摘されております。

教育は全ての子供にひとしく保障された権利です。子供たち一人一人が安心して学び、成長できる環境を整えることは、私たち大人が担うべき役割であり、何より子供たちは社会の宝であります。その未来を守り育てていくことは、地域全体の責務であり、当たり前の責任ではないでしょうか。

そのためには、学校だけに任せるとではなく、各家庭や地域、市の行政、そして専門機関がしっかりと連携しなければなりません。また、この現代社会において、学校以外にも安心して過ごせる居場所を整えていくことが必要と考えます。それは子供の孤立を防ぎ、自己肯定感を育んで、健やかな成長へつながるものと考えております。

それでは、以上を踏まえ質問へ入らせていただきます。

1、不登校の定義と不登校児童生徒の現状、人数、割合、推移をお答えください。

2 番目、不登校児童生徒への対応、不登校は様々な理由があり、個別な対応が必要と考えます。対応のほうはどう行っているのか。

3、国や県の方針を踏まえ、市独自の取組はあるのか。

4、不登校児童生徒に対する安心して過ごせる居場所づくりや、学習支援の現状と課題は何か。

以上 4 点の質問について、答弁をお願いいたします。

○玉田議長 ただいまの 1 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 牛田議員、1 番目のご質問、不登校児童生徒の増加の現状と取組についてお答えいたします。

まず、不登校の定義ですが、年度間に連續または継続して 30 日以上欠席した者の

うち、病気、経済的理由、その他を除いた何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあることを言います。

1点目の不登校児童生徒の現状、人数、割合、推移につきまして、過去3年間の推移で、小中学校別でお答えいたしますと、小学校不登校児童数は、令和4年度66人、令和5年度98人、令和6年度73人です。割合は、児童1,000人当たりの人数で換算いたしますと、令和4年度22.6人、令和5年度33.9人、令和6年度25.6人で、いずれの年度も全国平均よりも高い数値で推移しております。コロナ前の令和元年は27人で、1,000人当たり8.9人でした。

続いて、中学校不登校生徒は、令和4年度83人、令和5年度87人、令和6年度110人で、割合は生徒1,000人当たり、令和4年度61.9人、令和5年度64.0人、令和6年度81.4人で、こちらも全国平均よりも高い数値で推移しております。コロナ前の令和元年度は43人で、1,000人当たり29.7人でした。

2点目の不登校児童生徒への対応についてですが、各学校においては、家庭と電話連絡や家庭訪問を定期的に行い、児童生徒の現況確認や学習課題の受け渡しなどを行っております。校内では、校務分掌に不登校対策委員会を設置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも交えて、一人一人のケースについて、ケース会議を持って対応を協議しております。

3点目の国や県の方針を踏まえ、市独自の取組は、につきまして、国においては、不登校は誰にでも起こり得ることである一方、ひきこもりなど、将来にも長期にわたって影響を及ぼすとの指摘もあり、令和5年3月に策定した誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）を推進しております。

県においては、累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シートや不登校対応基本マニュアルの作成、不登校支援員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による不登校傾向にある児童生徒への早期対応に努めるようにしております。

本市におきましては、先ほど述べましたような、国や県の事業を活用しながら、教育支援センター「フレンド」の運営と常勤・非常勤の学習指導員、それから学習補助員、小学校1校に配置の校内教育支援センター支援員の計5名を雇用しております。

4点目の不登校児童生徒に対する居場所づくりや学習支援の現状と課題は、につきまして、居場所づくりと学習支援では、登校はできるものの、教室に入ることが

できない児童生徒に対して、校内に教育支援センターを設け、学習支援やスクールカウンセラーなどと連携した相談支援などを行う校内教育支援センター支援員や不登校支援員を配置しております。

不登校の兆候が見られる児童または不登校から学校に復帰する段階にある児童に対し、個々の不安な気持ちを取り除き、教室に入れるよう支援をしております。

また、学校に登校することが困難な児童生徒に対しては、岩出市立駅前ライブラリー2階に岩出市教育支援センター「フレンド」を設け、教員免許を持った指導員を常駐させ、学習支援や相談支援を行うことはもとより、昨年10月からは学校と同じリズムで生活できるよう、学校給食の提供を始めるなど、より登校につなげられるよう取組を行っています。

一方で、閉じ籠もりがちな児童生徒もおり、教育支援センターを十分に活用できていない課題もあります。自宅に籠もりがちな児童生徒には、訪問支援員がその家庭を定期的に訪問し、学習支援や心のケア等の支援を行っております。

全ての児童生徒が、一人一人に応じた最適な学びの場を確保することは大切であると考えております。不登校対策について最も大切なことは、学級づくりや事業改善によって不登校を生まない学校づくりに取り組むこと、そして子供のささいな変化を見逃さないことや、家庭との連携を深め、不登校の兆しを早期に把握し、スクールカウンセラー等の専門スタッフと一緒にになって、対応を進めていくことが必要です。

○玉田議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員ご質問の1番目の4点目、不登校児童生徒に対する居場所づくりについてですが、市が把握している民間の不登校の児童生徒に対する居場所は市内に2か所あります。まず、1か所目は「からふる～みんなの居場所」でございます。桜台地区公民館や岩出市総合保健福祉センター等で、月2回程度活動されており、不登校経験者の保護者の方が実施されています。2か所目は「くらす」という不登校カフェです。市内の古民家で月1回から2回活動されており、たいようファミリークリニックの小児科医が実施されております。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 先ほどの答弁を踏まえて、多様な取組を進める中、増加傾向にある不登校児童生徒の中には、まだ相談、指導を受けていない児童生徒も存在するとお聞きしております。このような児童生徒に対しては、どのような対応を行っているのか、

お答えください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 牛田議員の再質問にお答えいたします。

各小中学校での累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シートの活用により、毎月、教育委員会にこのシートが提出されます。このシートを基に、相談指導を受けていない児童生徒を把握し、支援に結びつける指導を令和6年度に実施強化いたしました。

その結果、令和5年度には94人いた相談指導を受けていない児童生徒は、令和6年度末では11人と減少しております。今後も、各学校、関係機関と連携しながら、不登校児童生徒の減少に向け、粘り強く取り組んでまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 続いて、2つ目の質問に入らせていただきます。

災害時における要配慮者への支援と防災啓発の取組についてです。

災害時には、誰一人取り残さない支援体制を整えることが最も重要であり、特に高齢者や障害のある方、乳幼児や妊産婦など、いわゆる要配慮者への支援は命を守る上で、平常時からの計画づくりや避難所運営の備えが欠かせません。また、医療的ケアや生活支援を必要とする方々への対応も含め、事前の準備が十分であるかどうかが、災害時の安全確保や適切な行動に直結すると考えます。

さらに、市民一人一人が災害時に適切な行動を取れるよう、防災啓発を充実させることも極めて重要であり、日頃からの理解や訓練があって初めて素早く安全な避難行動につながると考えます。

重要施策の一文にもあります、逃げ遅れる人を出さない岩出市の実現には、家庭や地域、行政、そして専門機関が連携して、万全な支援体制を構築することが必要ではないでしょうか。

以上を踏まえまして、質問に入らせていただきます。

1、高齢者、障害のある方、乳幼児、妊産婦など配慮が必要となる要配慮者の現状は。

2番目、要配慮者への支援計画において、要配慮者の人数、そして福祉避難所の受入可能人数、この2つを照らし合わせ、避難所の確保は十分か。

3、要配慮者への支援における情報伝達、避難体制の課題と今後の方向性は。

4、市民が災害時の行動を理解できる啓発や子供への指導は十分に行われているのか。

4点の質問に答弁をお願いします。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の2番目のご質問の1点目から3点目についてお答えいたします。

まず1点目、要配慮者の現状は、につきましては、先ほど牛田議員のほうからもございましたが、要配慮者とは、災害対策基本法に、災害時において、高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する者と定義されております。

本市では、要配慮者のうち、特に在宅で生活する要介護3から5の認定者、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の各所持者、指定難病、特定疾患等の方などを避難行動要支援者と定め、名簿を作成しております。令和7年8月末時点の名簿登載者は1,803人となっております。

次に、2点目の要配慮者への支援計画における避難所の確保は十分か、についてでございますが、本市におきましては、災害時に支援が必要とされる避難行動要支援者のうち、特に自力で避難が困難な方を対象として、個別避難計画の作成を進めているところです。

令和7年8月末現在、個別避難計画の作成に同意している避難行動要支援者は377名となっております。これに対して本市が現在指定または協定を締結している福祉避難所の受入可能人数は335名であり、必要とされる全ての方を受け入れる体制は、現時点においては確保できているとは言えない状況でございます。

また、医療的ケアを必要とされる方や重度の障害のある方への対応につきましては、受入施設ごとに対応力に差があることも課題として認識しているところです。

市といたしましては、福祉避難所の受入体制の拡充と機能強化に向け、関係機関と連携を図りながら、引き続き迅速かつ着実に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて3点目、要配慮者への支援における情報伝達や避難体制の課題と、今後の方向性は、についてでございますが、情報伝達としましては、災害時の避難情報等

は、行政無線、メール配信、LINEなどで、ただし聴覚障害の方については、LINEまたはファクスのいずれか希望する方法で伝達することとしております。

避難体制としましては、避難情報が発令され、自宅にいることが危険な場合、個別避難計画を作成している避難行動要支援者については、あらかじめ決めている避難支援者と避難所へ避難することとなります。課題といたしましては、個別避難計画を作成する中で、近所付き合いがなく、災害時の避難支援者がいないという方や、医療的ケアが必要な方など、個別の避難先の調整が非常に困難なケースがあるということでございます。

今後の方向性といたしましては、個別避難計画の作成が避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を大幅に高めるものと考えておりますので、まずは個別避難計画の作成に取り組んでまいりたいと考えております。また、作成に当たっては、特に避難支援者がいないという方については、引き続き民生委員などの地域の方や、福祉専門職などの関係者と連携を図りながら、計画作成を進めてまいります。

○玉田議長 総務部長。

○広岡総務部長 牛田議員のご質問の4点目、市民が災害時の行動を理解できる啓発や子供への指導が十分に行われているか、についてお答えいたします。

市では、災害時の逃げ遅れ者を出さないための取組として、地震発生時の行動等を記載した防災関連の啓発チラシを令和6年9月と令和7年8月に全戸配布しております。また、広報紙に災害の備えとして、啓発記事を5か月、10月号から2月号になりますが、にわたり掲載予定しております。地域防災訓練においても、区自治会、自主防災組織等への参加団体へ隣近所の安否確認をお願いしてきました。さらに地域へ出向いての啓発にも力を入れております。

子供への指導については、地域防災訓練に合わせて、市内各小中学校、保育所、幼稚園を対象に、那賀消防組合の協力の下、避難訓練を実施しております。加えて、市内中学校では3年生を対象とした防災訓練、応急・救護講話、初期消火等を実施しております。

また、災害が起きたときに、家族が一緒にいるとは限りません。いざというときに備え、事前に家族会議を開き、緊急に避難する場所や避難経路を確認することや家族で情報を共有しておくなど、お願いしたいと思います。引き続き防災啓発に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 それでは、避難所の備蓄状況についてです。避難所での備蓄食糧、乳児用の粉ミルク、液体ミルクは足りているのか。また、生活用品の備蓄や授乳スペースの設置予定はあるのか、お答えいただきたいです。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 牛田議員の再質問にお答えさせていただきます。

市では、現在、約3万4,000食相当分の備蓄食糧を整備し、各避難所等へ分散備蓄しております。巨大地震等が発生した場合の避難者数が約1,300人と想定しており、1日3食の計算で日に3,900食が必要となります。避難者が徐々に増加することを踏まえると、実質3日分程度の備蓄と見込んでおります。

具体的な備蓄品といたしましては、お湯または水を注ぐだけで食べれるアルファ米を中心に、クラッカー、乾パン、フリーズドライのスープ、野菜ジュース等があります。また、乳幼児用の粉ミルク、液体ミルクを哺乳瓶とともに整備しているほか、食物アレルギーをお持ちの方への配慮として、特定原材料28品目不使用のアルファ米、米粉パン、ライスクッキー、アレルギー対応の乳幼児用の粉ミルクについても備蓄しております。なお、生理用ナプキンについては1万5,680枚を整備し、各避難所等へ分散備蓄しております。

次に、避難所での授乳スペースにつきましては、落ち着いて授乳ができ、乳幼児の危険となる障害物がないような環境として、専用スペースの確保を行い、対応することとなります。

○玉田議長 再々質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 先ほど支援計画を立てている要配慮者の、そして医療的ケアや重度の障害者の福祉避難所の受入れについて、十分確保できている状況ないと答弁いただきました。

災害はいつ起こるのか分からないです。今後どのように福祉避難所の受入数を確保、そして拡大していくつもりなのか、お答えください。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再々質問にお答えします。

どのように福祉避難所の受入人数を確保していくつもりなのかということでございますが、福祉避難所の受入体制の強化に向けましては、まず既存の施設との協定

締結の拡充を図ることが重要であると認識しております。このため本市では、現在、未協定の福祉施設等に対して、協定締結の働きかけを継続的に行っていっているところです。あわせて、既に協定を締結している施設に対しても、受入可能人数の見直しや増員の可能性について協議を進めることで、受入枠の拡大に努めてまいります。また、医療的ケアや重度障害をお持ちの方を対象とした専門的支援が可能な避難所の確保についても、医療・福祉関係機関との連携を強化し、対応力の底上げを図ってまいります。

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の2番目の質問を終わります。

以上で、牛田佑佳議員の一般質問を終わります。